

昭和十年代という時代

——芥川賞作品から見る(1)——

永吉雅夫

The era of Showa 10's

——See from the Akutagawa Prize Works (1)——

Masao NAGAYOSHI

昭和十年上半期に第一回授賞作品として石川達三「蒼氓」を選出した芥川賞は、その後も年二回の選考をつづけ、十年代を通じて以下の作品を授賞作とすることによって新進作家を世に送り出してきた。

第一回	昭和十(一九三五)年 上半期	石川達三「蒼氓」 星座	第四回	昭和十一(一九三六)年 下半期	石川淳「普賢」 作品
第二回	昭和十(一九三五)年 下半年期 該当者なし		第五回	昭和十二(一九三七)年 上半期	富澤有為男「地中海」 東陽
第三回	昭和十一(一九三六)年 上半期	小田嶽夫「城外」 文学生活	第六回	昭和十二(一九三七)年 下半期	尾崎一雄「暢氣眼鏡」 他 人物評論
		鶴田知也「コシヤマイン記」 小説	第七回	昭和十三(一九三八)年 上半期	火野葦平「糞尿譚」 文學會議
			第八回	昭和十三(一九三八)年 下半期	中山義秀「厚物咲」 文學界
					中里恒子「乗合馬車」 他 文學界

第九回 昭和十四（一九三九）年 上半期

半田義之「鶏騷動」 文藝首都

長谷健「あさくさの子供」 虚實

第十回 昭和十四（一九三九）年 下半期

寒川光太郎「密獵者」 創作

第十一回 昭和十五（一九四〇）年 上半期

該当者なし「歌と門の盾」高木卓受賞辞退

第十二回 昭和十五（一九四〇）年 下半期

櫻田常久「平賀源内」 作家精神

第十三回 昭和十六（一九四一）年 上半期

多田裕計「長江デルタ」 大陸往来

第十四回 昭和十六（一九四一）年 下半期

芝木好子「青果の市」 文芸首都

第十五回 昭和十七（一九四二）年 上半期 該当作品なし（注1）

第十六回 昭和十七（一九四二）年 下半期

倉光俊夫「連絡員」 正統

第十七回 昭和十八（一九四三）年 上半期

石塚喜久三「纏足の頃」 蒙疆文學

第十八回 昭和十八（一九四三）年 下半期

東野邊薫「和紙」 東北文學

第十九回 昭和十九（一九四四）年 上半期

八木義徳「劉廣福」 日本文學者

小尾十三「登攀」 國民文學

第二十回 昭和十九（一九四四）年 下半期

清水基吉「雁立」 日本文學者

このあと第二十一回として授賞が再開されるのは昭和二十四（一九四九）年になってからのことである。第二十回芥川賞の決定は昭和二十年二月八日で、本来ならそのおよそ半年後には第二十一回授賞作の選考が行われるはずであったろうが、昭和二十年八月はさすがにそんな機会を許さなかったのである。第二十回を境に、芥川賞は大日本帝国と日本国という、いわば二世を生きたことになる。それは一文学賞に限ったことではないけれども、この転換における断絶と継承について、文学作品が時代や社会との相互浸透を敏感に反映するという意味からすれば、比較の見やすい社会史および風俗史の検討材料を提供するだろう。受賞作そのものの作品世界はもとより、場合によってはそれ以上にその作品を授賞作と評価する銓衡委員たる文学者の価値観のなかに、どのように同時代の社会的状況が映し出されることになるのか、ここでは十年代の文学状況を芥川賞の十年を通して論じることとしたい。

(一)

戦前すなわち帝国下最後の芥川賞作品となった清水基吉「雁立」は、雑誌『日本文学者』に昭和十九年十月に発表された。このと

き二十六歳の清水は、十代前半から病気がちで東京市立第一中学校に入学するも以後の進学を断念、伯父の世話で得た職も胸部疾患ゆえ退職するはめとなり、以後、伊豆大島・真鶴・小田原・那須温泉などに転地療養をくりかえしながら作品を発表し、前年六月に同じ『日本文学者』に掲載の「雨絃記」で第十九回芥川賞候補に名を連ねた経歴を持つ（注2）。言ってみれば、兵士としての適格性を至上とする時代にあつておよそ同時代的ではない、病弱の文学青年という旧来のイメージを典型的に生きているような若者である。

職業作家ではないそんな文学青年にとって作品発表の場は、いわゆる同人誌ということになるが、『日本文学者』はそのような文学愛好者にとって追いつめられ、許された最後の棲息空間とも呼ぶべき雑誌であつた。『日本文学者』の創刊は昭和十九年四月である。発行は日本青年文学者会による。この日本青年文学者会は昭和十六年十一月、「東京都下八十余の同人雑誌を結集して」発足した組織で、さらに「翌年二月に、八文芸同人誌に統合」という過程を経て、その「八誌」が「ふたたび統合されて」（注3）創刊に至つたのが『日本文学者』であつた。本来、同好の士の自発的な会同の結果である同人誌も、政府による統制政策の網のもと、時代の精神のおよび物質的状况の中でその存在の余地をほとんど許されることのないところにまで追い込まれていたのである。『日本文学者』については、そんななか「戦争下において、ひろく青年文学者の「文学道場及び発表機関」としての公器を目標に

し、戦争中唯一の純文学団体としての使命を果たした」（注4）という評価がある。事実、その創刊号に掲載された八木義徳「劉廣福」が十九年上半年の第十九回芥川賞を受賞したのにひきつづいての受賞であつた。

「雁立」は、青山の古い銘茶屋の次男で「数年前結核をやつて学校を止め」、徴兵検査は「第二乙」種だった「僕」達也の、句会を通して気持ちを決めてゆく不破つゆという女性への思慕とその交際を描いている。一文を長くならないように抑制し、文末を基本的に「た」の繰り返しにすることで一種のリズムをつくり、接続詞の使用を徹底して避けている点に文体上の特色がある。そして、それが思慕と交際の叙述に削ぎ落とされた一途なものの清潔さをもたらした。僕は二十四歳、つゆは十八九、たがいに結婚を意識するまでに気持ちは寄り添うのだが、「仲秋の夜」つゆと二人で彼女の家の周りを散歩して別れた後、窪地に転がり落ちて手首を挫いた僕は、「いかにもあわてている感じ」で「雁が高くはばたいて」「つゆの家をよぎって消えて行つた」のを見る。夜行を巡査にとがめられたところで、雁が「また頭の上を飛んで行つた」が、今度は「二羽。ちいさく高くまたたくうちに過ぎた。雁が立ったあとには白い雲が浮かんでいた」のは、そのとき吉凶いづれの感情を仮託することも可能かもしれないが、「僕は手首が痛んだが、つゆと歩いた日々のことが胸に迫り、最前逢つて来たばかりのつゆもすでに夢のようであつた」と続けられる。結局、それが、つゆと言葉を交わした最後の夜となつた。なぜなら「僕

はそれから二月ほど経って出征した」からである。

つゆへの「恋情」と交際という「雁立」の内容は、したがって「第二乙」種で召集され中国大陆を転戦する若い兵士の、胸中の回想として記されることになる。ほとんど作者の生活歴を反映しているかのような達也の造型のなかで、時代状況的には不可避という意味でごくありきたりとなっていた出征兵士という設定だけは作者の日常ではなかった。全部で五にわかれた章の、最後五の終り部分「僕はそれから」以下と、冒頭一章とが、召集され転戦する若い兵士の現在として、物語を縁取っているのである。

「乙湾の敵前上陸の時つゆの写真も手紙もみんな失ってしまった」二十四歳の僕は、「何ひとつ身につけた術もなく銃を取って進むばかりであった」が、その後「廬山のおもとをめぐる戦い」「永修を去る数里のところ」を経て「修水の渡河作戦」「南昌、武漢を一带とする武漢の作戦」ののち「南昌」攻略という征旅の途上にあつて、すでに「二十六の歳を迎え」る、というのが作品の冒頭部分なのである。途中「雁立つやわれやいづくに年を取る」という一句を得る。また「家郷の便りでつゆの結婚を知った」直後に、「敵前渡河の先陣を承った」が、「つゆの結婚」を知らせる「その手紙を衣囊に収め」ての出陣であった。そんな戦闘の日々を過ごして、三月の終り、「城街の掃蕩も一段落を告げた一日」「僕は「はじめて安息に似た溜息が出」ると、「その晩初めて家郷を夢みた」改行して、それに続く「つゆも祖国も遠くただ美しかった」という一文によって、作品の内容たる句会を通したつゆとの日々が回

想の形でみちびかれるのである。

この縁取りとしての従軍の記述部分は、それがなければこの作品への授賞には至らなかつたのかもしれない。佐藤春夫は「素直なこの恋愛が主人公の出征によって中絶され、戦地で郷信によって意中の人の結婚を知るというのもしおりやあわれがあつてよい」と述べ、おそらくこの時代には珍しくはないであろう個人的な感情の無力と諦念の状況の設定を指して「要は手法や作者の氣質のなかに日本文学の伝統を見るのを喜ぶ」と評価するのである。恋情は恋情として、しかし召集・出征となればきっぱりと潔く目下の任務に精励する、そのような人間類型を、佐藤は「日本文学の伝統」と評したのである。すなわち、たとえば防人歌などに始まる万葉のますらおぶりに連ね重ねて「伝統」と呼ぶのである。それに対して、岸田國士が「これを今日取り立てて世間に吹聴しようという風には考えなかつた」と述べているのは、まさに佐藤の評価した状況設定の「今日」における、むしろ当り前さを謂うのであろう。

一方、「書きだしの戦場の部分やら、その文体などにいくらか賛成しがたいものがあつた」と述べたのは、火野葦平である。「糞尿譚」での受賞を、小林秀雄の派遣によって杭州の戦陣で祝福された火野葦平こと玉井勝則伍長、その後も「麦と兵隊」などで知られる戦記文学の著者にとつては、「戦場」の描写に不足を感じるのは、ある意味、当然でもあつたろう。この作品を強く支持した佐藤でさえ「書き出しの一節に迫真力のないのはたぶん拵え

た部分だから」だろうと述べているくらいである。また、「正確に描くよりも歌う方が多い」（瀧井孝作）文章は、結果として「これ程打ち込んで描いた少女の相貌が読後一向私が眼に残らない」（河上徹太郎）という、ある意味かなり致命的な評価につながっている。河上は「此の、抒情の、一方的な、手放しの奔出の中に、何か一人できめ込んだ、思いがったものがありはしないかという疑念」を感じ、それを「文学道の神髄に悟入する妨げとなる」「稚さ」と見て、作者将来への危惧を表明する。岸田國士が「『生活』の意味をこの作者はどう解しているのか」と述べるのも共通した危惧であろう。

しかし、そうした疑念や危惧を抱かせるまでの「此の、抒情の、一方的な、手放しの奔出」こそが、河上自身がこの作品の授賞決定を「こんな確な抒情味の作品が久し振りに芥川賞にはいったという感が強く感じられて」と述べているように、「昨今の沈滞した文学界」に吹き込まれた「清風」（川端康成）であり、「風切のかすめ通る羽音のような風韻をひびかせて来た」「初々しさ」（横光利一）なのであった。

「恋愛が主人公の出征によって中絶され」というような同様の話題は、第十八回受賞作の東野邊薫「和紙」においても扱われている。「和紙」は昭和十八年四月「東北文学」に発表された。

郡山の専売局に勤める惣吉に「去年の夏」召集令状が来て、惣吉は出征した。そのとき、惣吉は異母兄である友太に、両親には内緒にして交際している「女のことを打ち明けて」引き合わせ、

「あとの一切を任せて征った」のである。それは一方では、「出征前にこんなことがあったとなると外聞が悪いで、どうか俺が帰ってくるまで誰にも黙っててくんろや」という認知したうえで口止めの意味を持つとともに、もう一方では「もし自分が戦死したら、女の気持ちをよく訊いたうえで、どうともいいように納めてくれ」という交際相手に対するぎりぎりの誠実さを示すものでもある。友太は全村「五百三十余戸のうち約七割にあたる家が紙を漉く」という福島県の上川崎村で紙漉きを業としているが、その年の雪の降り始めるころに、友太は惣吉の相手としゑから差出人名を「山田敏英」とする手紙を受け取り、出征前に引き合わせられた旅館に呼び出される。弟との約束の手前、両親にも嘘をついて出かけてみると、としゑは「男の友太にも一目でわかる女のからだ」であつた。としゑは須賀川町にいる両親にも無論知れてしまひ、「相手が出征兵なので、事を荒立てないではいるが、生まれる前にはちゃんとした話を決めて置け」と厳命されたこと、「戦地の惣吉には疾うに知らせて」あり「惣吉も認めてくれるはず」だし、「自分は神に誓って惣吉ひとりをまもっている」というようなことを「くどくど繰り返すのであつた」。友太は「今の今まで、弟の女の呼び出しを不安にも迷惑にも」思っていたことも忘れて、「少しも知らずにいたので今まで放っていた、ほんとうに苦勞をさせてすまなかつた」と親身な情愛をもつて「詫び」、「決してア悪いようにはしねえで」と、「こうなれば、弟の思惑などを考慮する必要もなかつたし、両親がどんな文句を並べてみても、つま

りは納まるところに納まるほかはない」のだという覚悟を固める。友太のこの間の不安や逡巡を、かつての「出征中」には「小隊長からもたしかに賞められたので、隊の誰にもひけをとらないだけの大胆で勇敢であった」自分を引き合いにして、「帰還した途端に、またもとの意気地なさにかえっている」と説明するのは、いかにも時代の表現であろう。

作品は、こうしてとしゑを友太たち喜古の家に迎える、その人間関係と家庭生活を描く。それは、たとえば火野葦平が「出征した兵隊の妻となるべき女を、家の者がいたわり、また、いたわれながら、いろいろ気をつかっている女の気持などがよくあらわれていて、私はときどき涙をもよおした」と述べるような具合である。だから逆に、「きれいごと」ばかりが採り上げられてあるなどという非難は俗っぽい批評だと思う（片岡鐵兵）というような弁護も必要になるのであろう。実際、「整理に苦心を払った美しい作品」（横光利一）、「健康な美しさでも云うべきもの」（岸田國士）、「主人公の周囲の人々に対する美しい心」（河上徹太郎）、「おっとりとした心構えで、よい人間を描いている」（片岡）というように、銚衡委員は一樣にこの作品が持っている「何ともいえぬ心和やかなもの」（河上）を高く評価している。「素直な明るい筆致で、分り易く描いてあった。読後の気持もよかった」（瀧井孝作）のである。そして、「紙漉業の事をわりに精細に写して、家庭の入組んだ普通の小説風の場面はわりにあつさり写して」（瀧井）いるが、そんな「紙漉の場面なんかに」この作品の「和や

かさ」（河上）はよく出ているという。「和紙」という標題の象徴が、作品の感觸のなかに見事に生かされている」（岸田）というわけだが、それを「和紙」は日本人の性格の象徴（片岡）と言ってしまうと曖昧なものになるものの、「和紙、日本の生漉の紙、これの強くてうるおいのある感じ」（瀧井）の作品化が評価されたのである。

ところで手漉き和紙の生産に従事する事業者（戸数）は、全国的に見ると、増加傾向にあった明治三十四（一九〇一）年の六万八五六二戸をピークとして、大正十四（一九二五）年には三万一九〇戸と半減し、昭和十六（一九四一）年には一万三五七七戸（注5）という減少の一途をたどっている。「和紙」によれば、福島県内では上川崎・下川崎村を擁する安達地方のほかに「伊達、石城、相馬、石川、会津の各地方」が産出地だが、相馬は「三十名」、多い会津でも「七十名」に過ぎず、「それらの地方をみんな合したよりも遙かに多いこの安達地方の三百三十名」の九割を「すべて友太の村が独占」しているような、友太はそんな紙漉きの村で生活している。その紙漉業は「県の全産額六十八万円の中、五十万円に近い」産出というだけでなく、「種類も、障子紙（中略―引用者）、美濃紙、半紙、傘紙、提灯紙、筋紙（包装紙）、塵紙に、今は軍需紙」と豊富であり、「紙質の点からも川崎紙とか岩代紙とか呼ばれて、東北では第一位」にランクされるものである。しかし、作品が描くのはそういう輝かしい側面ではなく、そんな紙漉業にも及んできた統制による配給の結果の原材料の入手

困難、不足という現実である。「村で一冬に使う楮が九万貫」で、それは県の生産高「十四万五千貫の四分の三に近い」が、村では「わずかに三千貫」しか生産しないので外から調達しなければならぬが「欲しい半分も入手出来なくなつて」いる。「三楮は前から使用禁止」というのは、明治以来の局紙の歴史をふまえて大蔵省印刷局による紙幣用紙の確保が優先されるからであらう。「かてに使う桑皮」「工業組合からの配給になつた和紙屑洋紙屑」も同様、使用禁止となつており、「パルプ」は「事変のはじまつた当時の四割がせいぜい」というありさま。「楮さらし」の前に「ソーダ灰で煮上げ」るためのソーダ灰も、「十年前までは」あたりまでであつた「プランナーモンド会社月印のソーダ灰」など「今では無論見ることも出来ず」、代替品は「品は落ち」るだけでなく、それすら「必要量の三分の一の配給」になつてゐる。そもそもソーダ灰は「支那の熱河、山東」付近の「近海塩」か「地中海の遠海塩」を原料とするゆえ、「戦争のための入手難」は「組合長の見込みでは来年度からは恐らく更に現在の半分ぐらいに」なることを覚悟しなければならぬ状況である。かててくわえて「原料会社と和紙生産者組合との間に、楮商業組合というのを設置したため、とかくごたごたの起り易い配給機構の拙さ」があつた。

これらはどれも、昭和十六年八月に板紙や洋紙にさががけて日本和紙統制株式会社を設立し、十二月一日には商工省が、洋紙、板紙、和紙の全部にわたる紙配給統制規則を公布するという政府の統制による配給のための機構整備の進行を背景としてい

る。したがつてこうした叙述は、下手をすると、統制策に対する不満の表明とも見られかねない恐れを持つが、引用で示したように叙述が客観的な数字の列挙によつて進められていることは、価値判断ぬきの現状報告的な印象をもたらしめている。そのうえ、こうした叙述に次のような文章が続くのは、結果として不満や愚痴に傾きかけるバランスの回復として機能するだらう。「が、すべてはよこんで堪え忍ばねばならないのだと、村の人たちも次第に覚悟をきめてきた。どんな大戦争がたとえ何十年続くとしても、楮の手漉き紙を日本人の生活から切り離すことは考えられない」以上、「紙漉きはもはや村の生活を豊かにささえるだけの副業ではなくなつた」。その紙漉きに対する新たな自覚は、時局への積極的な関与の意識によつて補強される。

何と言つても、軍需紙を製造させられることになつてからの、村の人達の気構えが画然と立ちなおつてきたのは事実であつた。村の紙が直接戦争の役に立つのだという矜持とそして責任感が、遽に人々の胸を引き締めた。口にくそ出さなかつたが、他の産業戦士と呼ばれる人々に対して抱いていた、嫉妬めいた感情も一時に払拭された。その上軍需紙の原料は、何の煩わしさもなく真直ぐに組合へ送られてきた。

軍需のための用紙の製造は、原材料の入手からして優遇されるので作業がスムーズに運ぶというだけではなく、そのことによつて

紙漉きの村人たちに「産業戦士」としての自覚と誇りをもたらしたのである。作品は、東野邊が昭和十八年に現地上川崎を取材した内容に基づくというが、上川崎は一口に「軍需紙」といっても、なかでもいわゆる風船爆弾のための用紙の製造もさせられていたという指摘がある(注6)。むろん、作品にそれに関わるような記述はない。

こういう村の生活を描く作品は、父惣次郎の急死につづくとしゑの女児出産のあと、「友太に再度の召集が下った」ことで、自分の出征後の紙漉を中心とした家族の生活についての友太の揺れる心情を描いて終わる。すなわち「女達だけで一体どれ程のものが漉けるであろう」と思いつつ「来年度の紙」のための「ネリの作付けに煩い迷う」自分を、友太は「二度目の応召者」としての自分から「他愛もなく遊離した」「別の心」として「苛立たしくも自分で持てあつかいかねる」のである。なぜなら、

戦場の言語に絶したあらゆる苛烈さを、友太はすでに知っていた。彼は今日再びその兵隊にかえったのである。銃剣を執って弾丸の中を進むだけが総てであって、それ以外の一切は関わりのない瑣末事になりおせようとしている

ことを、「数日ならずして生死を越えた門出をしようとする」この「二度目の応召者」は、当然知っているからである。

さらに、惣吉の子を無事出産したとしゑには、「友太の年齢」

にして「異性との交渉を微塵も持たずに征く木石の淡泊さ」が、「男性としての慕わしさに崇められる心」の一方、「やはり心寂しいものに思いやらずにはいられない」い。しかし、まわりの家族も、そして当人たちふたりも、互いの互いに寄せる思慕を知っているのである、友太と、近所の紙漉の娘ユミの胸の内を。が、ユミには親の決めた許嫁がある、いくら心は通わないとしても。けれども、二度目の応召を知ったユミが「思い迫った顔でそつと土間に立った」とき、友太はどう対応したか。

ユミ、と、友太が一言呼びかけたら、さつと涙がにじんで来そうな瞳であった。良三郎君(ユミの許嫁―引用者注)のところへは来なかったかやと、それはむしろ自分自身をびしりと鞭つ言葉を咄嗟にかけて、みるみる冷たく褪せる相手の頬の痙攣をもはつきりと胸に感じた。

友太はこうした振る舞いを、「全く異性との色彩を持たない潔癖を誇ろうとする、低俗な見栄」とも、「逃避性が窮余に見出した自慰境」とも自己分析することができるので、それは結局「濃い愛染の心を人知れず抱いて征く感傷の甘さ」につながっていることを知っている。しかも、「二度目の応召者」は「そうした見栄や感傷がいかに愚かしい心の遊戯であったか、一度戦場に臨むと同時ににはつきりと知らねばならないこと」も経験済みであったというのに、である。簡素な「壮行の晩餐」のあと、漉屋で「漉き

三味の境に入って」作業する友太に、小屋の外からユミの声が聞こえる、「あした行くつてのに漣いてんの?」「んだから漣いてるで」。それだけの会話のあと、ユミは「そのままじつと立ちつくす気配であった」が、やがて「さよならとも何とも言わずに、ユミの草履の音がゆつくりと瀧屋の前を遠ざかった」という一文で作品は閉じられる。節度を失わずに、状況に対して批判的であるとか迎合的であるとかいう次元を超えて、日々を健気に生きる人々の姿が「何ともいえぬ心やかなもの」として定着されたのである。

(二)

それに対して、昭和十五年『文藝首都』十二号に発表された白川渥の「崖」は、時代のきびしい文学状況をはからずも浮かび上がらせることとなった。この作品は昭和十五年下半期の第十二回芥川賞の候補作となったが、授賞には至らなかった。しかし横光は「この作は今までの芥川賞の受賞作品のうち、最も良いものの一つと並び、さまで遜色のない重量を備えたもの」とまで称揚し、小島政二郎も「一番優れている」として「殆ど過不足ない位よく纏まっているし、描写も行き届いて」おり「就中兄嫁の描写などは、そこに肉体を感じる位ヴィヴィッドに描かれ」「微妙な心理、感情、官能のニュアンスが、心にくいばかりに芸術的に把握されて」いる点、「抜群の手腕だ」と手放しで賛辞をおくり、瀧井孝作も「小

味な感じの小説だが、この小味という点では頂点を示しているようなうまみのある作品」と評したように、総じて「予選委員が集まった時から大変評判がよく」（小島）注目を集めた作品であった。にもかかわらず、授賞が、いわば見送られたのである。それは、もちろん他に優秀作があったということもあるが、ちなみにこのときの授賞作は桜田常久「平賀源内」であったが、文学作品としてこの小説「崖」を非常に高く評価した複数の選考委員に次のような選評のあることが、時代の文学状況をよく表している。

横光は「崖」は現在のところ、発表不可能という材料の不運のために落ちた」と述べ、宇野も「これでは、今の時節がら、再録できない性質のものである」から見送ると言い、小島も「この作は不幸にして本誌上に再録出来ない性質を持っていると注意されて断念した」と記す。なぜか。瀧井孝作が率直に書いている、

作品の主題は、戦死者の未亡人の再婚問題が扱われていて、現今の当局の忌避に触れる点もあるようで、一般には発表できない作品と思われた。一般の人に一読をすすめられないのは惜しいと思った

と。だから、小島は「その事情は絶対的なもの故、如何ともし難く、この作者には新しく稿を起して貰って本誌に載せると云う条件で我慢する外なかった」とあきらめきれない口吻を残した。

戦死者いわゆる「英霊」が社会現象として視覚化されるように

なることについては、たとえば昭和十二年十二月二十九日付東京朝日新聞朝刊に「英霊列車に涙のマーク」という見出しのもと、次のような記事があつて、その経緯を物語っている。

従来事變死死者の英霊を搭載する列車には何等目印もなく、無言の凱旋を出迎へる人々を戸惑ひさせる場合が多かつたので陸軍では今回縦一尺二寸、横九寸の上圖の如き標識を二十九日から遺骨を安置した列車の兩側窓硝子に貼つた上、



列車の行先を示す札の代りに『英霊』と記した札を掛け、車内に黒幕を張り、列車進行中でもはつきりと識別出来るやうにする事になつた。

さらに、その後、翌年三月には名古屋で「英霊バス」が走り、以後、全国へ波及するというような事実を挙げることができる。そして、昭和十四年四月十二日には内務省は出征軍人の生き葬式は時局がら遠慮せよと全国へ通達する一方で、五月十日には厚生省が戦争未亡人の相談相手として九人の女性指導員を決定し、再婚は三十五〜三十六歳までなら可とするものの、極力国家に身命を捧げた主人の英霊を守ることが日本婦人の理想とする指導方針の普及にのりだしている。出産による未来の兵員の確保と婦道論と

の妥協である。また、八月二十四日には戦争未亡人対象の小学校教員養成試験が東京など一府五県で実施され、百二十七人が合格、中等教員養成試験も八月二十七・二十八日に行われ三十二人が合格し、それぞれの養成所を九月十一日に開所している。そして昭和十五年には英霊に供える花輪・提灯の需要が生産を上回り、十月には軍人援護会が、戦争未亡人の生活訓練、職業補導施設「更生の家」の設置を全国各支部に通知、指示している。(注7)。政府がはじめ「北支事変」と命名し、すぐ「支那事変」と改称した盧溝橋での本格的な日中戦争の始まりは、戦死者の増大を招き、銃後を守る夫人・婦人の存在は戦争遂行のためにも社会的な関心の的となつていったのである。川口松太郎の原作で、主題歌「旅の夜風」と相まって、昭和十三年に大流行した映画「愛染かつら」のヒロインも、表向き事情を異にするものの、子どものいる未亡人であつた。

「崖」は、そんな社会背景のなか、関東軍に配属され「測量班の工兵将校」として「保定の郊外」で戦死した兄、その「兄の一周忌の時」から母と姉によって進められてきた弟「計蔵」と、嫂でいまは未亡人となつた「みね」との結婚を主題として作品化したのである(注8)。

そもそも母の眼鏡になつて兄の嫁として迎えられたみねは「わたしはお家(傍点原文―注)に嫁いで来たのです」と、再婚相手となつた先夫の弟計蔵に言う。現実に行われるいわゆるレビレート婚は、「たゞ家のためばかり」であるだけで十分であり、

「愛情」など求めるべくもないものであったかもしれない。しかし、みねのこの言葉は「愛情」云々以前に通用する論理に、亡き兄さんではなく「これからは計さんにお仕へしたい」という表現で「愛情」の次元を内包させるのである。まして、みねは結婚前ではなく計蔵を自分の相手だと思っていたというのだから。そういう「愛情」によるみねの計蔵との夫婦関係は、母の不興を買う。「うちは名譽の家（傍点原文―注）なんですから、あの門札にもし世間から指でも指されるやうな事になったら、兄さんに対して何と申訳しますぞ」と、コルベ夫人と泳ぎに行ったりするみねの行動を計蔵にとがめる母は、「お前、みねはまだ半分は未亡人ですぞ」と言ってしまうのである。

作品では、計蔵、みね、コルベ夫人以外の登場人物は名前を記されておらず、彼らは母、兄、姉とみな家族関係をあらわす語で表現されていて、家という制度における位置づけ、役割によって記号化されている。母にとって、みねと計蔵の結婚は、みねが兄の未亡人である限りにおいて計蔵の妻でもあるのであり、みねと計蔵の関係から兄の影が消え去ってしまうような琴瑟相和す状態は許しがたいのである。いったんは姉がとりのけた「黒粹入りの兄の大きな写真」を、母はまたぞろ仏壇にこれ見よがしに飾る。そんな母に対して計蔵も「兄さんのやら私のやらわからぬやうな嫁」という言葉で爆発してしまう。計蔵は、みねが以前兄と共にした同じコースの新婚旅行を「これからこんな障壁なんぞには一切こたわるまい」という覚悟でわざと選り、その「最初の宿」で

は結婚前の自分にあつた女性との親密な交際を白状して、「二人の愛情を深くつましいもの」として育ててゆくべく過ごしている。すなわち、名前を持つ人物は、その家族関係、ひいては家という制度における顔をもった個人として生きることの葛藤を担っている。コルベ夫人は、「計蔵の家から真裏の崖上」の「ドイツ人の別荘」の「若い細君」で、計蔵にはともかく、みねにはこの結婚がふたりの「愛情」による結びつきであることを自覚させる人物である。

まるで自分と謀し合はしたやうに母からみねを奪つてゐる夫人の役割が彼には腹立たしかつた。家のために結婚したんだ！彼はさう心で呟鳴つた。嫂を妻にしたこの不倫の感情さへ尚家故に許されるこの国のしきたりを、夫人にも自分にもはつきりと證したい抗議の眼で、彼は崖上を見上げた。夫人の白い半身が高窓に立つてゐた。

「崖上」と崖下というポジションが計蔵の希望と現実の落差であるとしたら、この終末部のこみ上げる苛立ちこそ、その絶妙なバランスを崩した時には滑落するしかない危険な場所としての「崖」に計蔵を導き、立たせるものであつた。そして、「戦死者の未亡人の再婚問題」は、すでに紹介したとおりの婦道論からする「再婚」そのもののへの違和に加えて、そこに現われる「問題」が、つきつめれば個への桎梏の側面において家制度を表現することになると

すれば、家制度の国家への相似的な拡大を理念とするこの時期における天皇制支配の根幹に関わるものとして、作品自体をまさに崖っぷちから突き落としてしまう結果となったのである。

(三)

銃後の生活とは、物資の面から言えば、戦時統制経済のもとの日常にほかならない。

芝木好子「青果の市」は昭和十六（一九四一）年下半期の第十四回授賞作品で、題名が示すように、昭和十年に開設された東京中央卸売市場築地本場の青果市場の、青果仲買人の生活を描く。その「い号の角」に店を構える定文の娘八重は、「青物市場中五十軒の果実卸商から一人ずつ耀をやる者」が出るとき、「わずか二人きり」の「女」のうちの一人で、「誰も目をつけないものを安くおとしてそれが当たったら飛ぶような高値が呼べる」一方、その逆のしくじりもありうるところの「商売が一番愉しみて、自分が一番生かす場所だ」という、この道「十年」、三十に手の届くかという独身女性である。そして「青果の市」の内容的に大きなトピックの一つは、八重が「大の男を向うに回して見事に思惑買いを当てた」、すなわち「昨夜の大雪に列車不通の為、東北方面の蔬菜果物未着」という雪の朝を見込んで、前日にリンゴを「買えるだけ買って」「まんまと思惑の当たった」、「こらえきれない会心の笑み」を浮かべる見越買いの出来事である。

しかし、今や「商売の仕方がすっかり変り」果てたのである。

公定価格が定められて流動性が押えられ、この商売独特の勘のよさ、見越しの達見によるぼろい儲けはまったく見られず、山気を押えられて地味に薄利一途で進むことより道がなくなったのである。

戦時統制経済（注9）は、〈軍需資材の優先的確保〉を図り〈軍需生産力の拡充〉をはたすための効率のよい体制を構築するため、〈価格統制、消費統制、配給統制等〉を通じて、経済のあらゆる分野、過程を国家の決定に従属させる。その基本になったのが、昭和十二（一九三七）年九月十日に公布された「輸出入品等二関スル臨時措置二関スル法律」（以下「輸出入品等臨時措置法」）および昭和十三（一九三八）年四月に制定された「国家総動員法」であった。前者は、戦争遂行に必要な物資の貿易統制という形の中で、輸入品を原料とする物資の製造から譲渡・使用に至る過程の制限を含み、〈事実上あらゆる重要物資を統制〉することができた。後者は、文字どおり〈戦時における人的および物的資源のすべてを国防目的達成のために〉統制することのできる権限を政府に与えたものである。

戦時財政の〈円滑な運用〉や〈軍需品輸入のための輸出促進〉などの阻害要因として、政府は物価の騰貴に対して〈低物価政策〉を行う。昭和十二（一九三七）年八月の「暴利取締令」の改正、

さらに翌十三（一九三八）年四月に「物価委員会令」を公布、「中央物価委員会」と「地方物価委員会」ができ、實際上、委員会答申の〈標準最高価格が公定価格〉となり、価格公定の実権を握ることになる。〈一定の商品の最高価格を公定する〉この公定価格制度は、対象物品も〈輸出制限品を原料とする物品〉に限られ、〈自治的最高価格制が採用〉されていたが、五月の「綿糸販売価格取締規則」について、七月九日「物品販売価格取締規則」を公布して、〈商工大臣が告示を以て物品を指定すると、その物品指定と同時に指定日の販売価格以上に引上げることが出来ない〉し、〈商工大臣又は地方長官が販売価格を指定すると、之を越えた価格で販売することが出来ない〉こととなった。こうして〈個別的な価格統制〉は行き着くところまで進められたが物価の騰勢はやまず、昭和十四（一九三九）春には「物価統制大綱」および「物価統制実施要綱」が作成され、〈総合的な価格統制〉に踏み込む。その年十月十八日、「国家総動員法」に基づき「価格等統制令」「地代家賃統制令」「賃金臨時措置令」「会社職員給与臨時措置令」を公布して、九月十八日時点の価格・賃金水準での〈釘付〉、引き上げの禁止を内容とする統制策を十月二十日施行した。

前述の八重の嘆きは、こうした社会情勢を背景としているが、昭和十六年（一九四一）四月末段階で、それは作品が発表される半年前になるが、公定価格品目数は〈政府が決定した品目だけで三九三五品、価格点数四七六〇七にも上り〉、〈商業利潤の手数料は、卸商五分ないし一割、小売商は一割ないし二割五分と決めら

れた〉という。八重は、こんなふうに述べている。

果実の公定値が定められた上で、仲買人が七分、会社側が六分、小売人が三割と利潤の限度が出来たから、それ以内で一杯に売捌き、荷を動かすより術はなくなりました。今迄は制限なく値を糶上げて儲けていただけに、窮屈さや不安がひしひしと感ぜられるのである。

そして価格統制の効率的な実施は、流通諸段階における手数料等の問題を考えても、〈流通機構そのものの整備〉と不可分に結びついている。消費統制はいわば国家が決定した配給計画―配給統制の完全な実施によって誘導されるのであるから、〈国家の配給計画〉を適正に実施するため、〈重要物資だけでなく生活必需品〉に至るまでの〈流通機構を完全に政府の管轄下に置く〉ことが求められる。流通機構はそのまま配給機構の根幹をなす一部となる。すなわち「一九三八年の物資動員計画」に基づき〈物資の需給計画を審議し割当てる需給割当機関〉と、〈統制組合や共販会社等の配給統制機関の設置〉を通して、〈流通機構の一元化〉が図られる。〈鉄、石油、石炭、繊維、ゴム、肥料等の重要物資〉は昭和十四（一九三九）年にかけて、さらに生活必需品を含む日用品については同年十二月の〈木炭〉を皮切りに、十五（一九四〇）年までに〈繊維製品、米、麦、砂糖、マッチ、大豆、大豆油等〉にまで〈切符制〉として拡大された。こうして物資の流通経路お

よび取引経路の簡素化、一元化の必要が高まる。

この時期、近衛文磨のブレーン・トラストとして影響力を持った集団に昭和研究会がある。その昭和研究会が「我国配給機構改革私案」および「流通機構の整備の方向」をまとめている。その私案は、〈配給機構改革の原則〉を、(一)〈従来の商業的利潤〉をほぼ〈否定〉し〈手数料主義の経営を原則とすること〉、(二)〈現存配給機構〉の〈系統的〉な〈再組織化〉、(三)〈配給段階〉の〈整理縮小〉、(四)〈配給機関の単位規模〉の〈拡大〉とその数的〈整理減少〉の四点に置くが、その原則に基づく取組の〈主たる方向〉を述べる第一は次のとおりである。

強度の統制を必要とする中間配給機構統制の一般方向としては、蒐集段階に於ては共販機関乃至生産者組合を以て従来の買集め商人、卸商等中間機関を代位せしめ、分散段階に於ては小売商組合によって従来の卸商組合を代位せしめる。これら中間機関が従来営み来った金融機能もまた今後は政府支援の下に組合がこれを営むこととなる。

すなわち生産地、消費地の両方に於いて、卸商の機能は共販機関や生産者組合、また小売商組合によって代わられ、卸商の存在は否定される。それは、付け、信用貸しという商行為を通じての金融機能についても同様である。

「青果の市」には、「最初新統制によって仲買人の仕事はすべて

没収されるという噂が、ぱっと市場の棟から棟へ伝わり流れたとき」の八重の動揺と、仲買としての自負が記されている。八重には「まだまだ仲買がなくなるとはどうしても考えられなかった」のである。

ほかの物ならとも角、生物を扱っている商売がそう簡単に左右されるかしら。魚なんか一時間の違いでも色が変わってしまえば値がぐんと違うから、よっぽど円滑な機関を作らない限り、仲買人を無くすことは出来ないと思うの。

それに対して、「商業学校を卒業すると、丸ノ内の会社に勤めて、夜間大学に通っていた」弟の、八重の勧めに応じて今は定文を手伝っている恭は「自分たちの死活問題は一応ぬきにして」応える。

僕たちは中間搾取だと目の敵にされているが、それなら例えば小売商が組合を作って直接消費者へ行き渡るようにしてみるとして、運輸機関だとか人夫だとかそうしたものを円滑に動かしてやることの手数や、相手が生物だということからもいろいろな困難があると思うが、そこを突破出来るものならそれで良いと思っているよ。

自分たちは「右から左へ品物を渡して遊んで儲けているのじゃない」し、「大変な労働で、資本を寝かせて不安の多い商売をして

いるのに」という愚痴も八重の口からはついて出る。そして、話題は「会社への支払金」と「勘定取り」におよぶ。恭が言う、

会社はいいよ、仲買から保証金を取ってる上に、三日目毎に現金払いをさせるのだからね。こっちは客へ無料で信用貸しをするのだからやりきれない。この商売はつくづく資本競争だな。

八重も「勘定取りってただで貰うように頭を下げて厭なものね」と、その慣行としての商行為自体が持っている金融機能の否定的な側面に目を向けざるを得ない。

しかし、この〈高橋亀吉の執筆によるもの〉という昭和研究会の私案は、そのまま実現されたわけではなかった。実際には、商工省が昭和十五（一九四〇）年十二月二十三日「配給機構整備要綱」を発表して、機構整備の基本的方向を示した。それは〈既存業者ノ経営単位ノ拡充ト商業組織ノ整備ヲ図リ整備セラレタ商業機関ヲシテ配給業務ヲ担当セシムルヲ原則〉として、〈卸売機構〉の整備については次のように述べる。生産者と需要者の関係、組合せを四の類型に整理して論ずる点にも、〈昭和研究会の私案に準拠したもの〉であることが見て取れるが、整備の方向としてははるかに〈卸売機構の介在をより多く容認〉したものとなっている。すなわち、

一）少数の大規模生産者と少数の大口需要者の場合、中間配給段

階を一段階に整理し、必要な場合、生産者団体と需要者団体との直接取引を認める

二）少数の大規模生産者と多数の小口需要者の場合、元売及び卸の段階を認め、必要な場合は元売及び卸を統合して一段階に整理する

三）多数の小規模生産者と多数の小口需要者の場合、産地問屋及び消地卸の段階を認め、必要な場合は集散地問屋を認める

四）多数の小規模生産者と少数の大口需要者の場合、産地問屋の一段階に整理、必要な場合は生産者団体と需要者又はその団体との直接取引を認める

かくて「青果の市」には、「種々の陳情や折衝の結果仲買人の存在は認められることではあった」と記されている。しかし、仲買人の存在のその「認められ」方は、八重が魅力を感じていたような「この商売独特の勘のよさ、見越しの達見」を発揮して、自己の才覚で物流に生気を吹き込むような、躍動感あふれる商行為の主体としてはなかった。「公定価格は厳守され」「会社側が全売上の六分、仲買人が七分、小売が三割という例の利潤が限定」され、「来る日も来る日も、彼らは事務所に集合を命ぜられた」のである、「不正取引の排斥や暴利を慎むこと、税金の説明など」を聞かされるために。

商工省の「配給機構整備要綱」は〈整備セラレタ商業機関ヲシテ配給業務ヲ担当セシムル〉ことを原則すると述べていた。それは商業に従事する者にとって具体的になにを意味するか。〈統

制経済における商業の性格)について、時の〈商工事務官高橋幸司〉は次のように述べている。

商業者の行なう配給は国家の需要調整方針に基づく統制に従はなければならない。如何なる生産者の生産に係わる如何なる種類の物資を何れ丈如何なる時期、如何なる場所に於て如何なる価格其の他の取引条件を以て如何なる需要者に配給するかは国家又はその代行機関たる統制団体に依つて決定され、商業者はその指示に従つて機械的に物資移動の労働を行ふに過ぎない。(傍点引用者―注)

国家の配給計画という指示に従つた機械的な物資移動の労働、それが商業者に求められる労働である。そもそも統制経済において、すなわち〈国家自らが価格の形成と物資の需給調節を行う〉体制下、商行為はいかに可能なのか。商工省が〈卸売機構の介在〉を許容したのは、すでに国家によつて代位されたそうした〈商業の経済的機能〉の故ではない。同じく高橋が述べている、〈具体的に物資を生産者から消費者の手に移動せしめることを目的とする技術的機能(物資の蒐集、分割、選別、運搬、貯蔵等)は、それなくしては〈国家の所期する計画配給〉は〈到底行はれ得ざるもの〉で、〈此の商業の第二の機能は計画経済に於て益々その意義を深めている〉と。まさに、前引の恭の言っていた「運輸機関だとか人夫だとかそうしたものを円滑に動かしてやることの手数

や、相手が生物だということからいろいろな困難がある」という指摘のとおり、〈国家はこの技術的機能までも担当することが出来ないため〉、〈整備セラレタ商業機関〉すなわちその〈経済的機能〉を否定され〈技術的機能〉のみに限局された組織として配給機構の中に組み込んだのである。かくして前引の商工事務官は次のように続ける。

たとえ物資が法律的に彼の所有に属しているにしても、商業者の自由な意欲に依つて処分することは出来ない場合が多い。従つて個人的な営利の手段として配給業務を行なうことは許されない。配給事務遂行による国家への寄与に対する報酬として、一定の利潤又は手数料が与えられるのである。

こうした方向性を青果の分野で現実に実行してゆくのは農林省の所管とされたのだらう、「青果の市」では市場事務所の事務員末次が、恭に「いよいよ商工省から農林省へバトンが移つて、近く市場問題が俎上に上るらしい」と告げに来る。そして、「八月に商工省令で公定価格が定められて以来の、動揺のはげしい推移」を経て「いよいよ農林省へ新問題として提供された」あとの、不安な日々が描かれる。「小売組合が勢力を持つてきて、直接産地から荷を入れることが公然と行われ出して」いるし、「仲買制度に関する議会での答弁にも「仲買を認めず」とはつきり言い放された」りして、八重は「市場新聞」で「その記事をみたとき」には、「張

りつめていた気持がぐーんと落ち、目が眩むような心地」がして、「足元から崩れてゆくはかなさ」を「自分一個の力では支えようのない圧力」として実感する。やがて「農林省から持出された案」は「会社二分。仲買三分と利潤を減少すれば、従前通り仲買を認める」という「到底こちらの肯定する余地」のない厳しいものだった。八重が恭に見通しをたずねると、「末次さんに聞いた所では仲買が会社へ合併されるのではないか」、「市場制度は失くして、例えば米屋のように配給機関として全部月給制度式になるのではないか」と言う。八重が、市場の現実の中でひとつひとつの経験から身につけて来た「機転と機敏と意気とでゆく」市場の人間であるのに対して、弟の恭はその学歴と会社勤めの経験を背景に現実の政治や行政の動向をキャッチして説明する人物の役割が当てられている。その議論の相手が事務員の末次である。八重が「全部の仲買が会社へ合併できない」と言うと、「一軒に一人としてまあ三分の一位」で「あとは転業するより道がない」と恭は述べるが、〈商業再編成〉は〈国防産業方面における急激なる労務需要を充足するための労務動員計画の遂行に協力する〉、すなわち〈余剰人口を軍需工業等に吸収すること〉をも目論んでいたのである。そして、恭はさらにこんなふう述べる、

自由主義が放擲されて統制経済に移行することは、結局競争を抑制することになるから今迄競争そのものだった市場制度が不必要になってきたのは当然だ。ただこれだけの規模と組

織はやはり利用しないって法はないからなあ

経済的機能を骨抜きにされた技術的機能としての商業者の姿の指摘である。「市場もすべて機械的に変るのね」(傍点引用者)と理解した八重は、「その頃から」「急に毎晩勘定取りに行くことを始め」る。「現金主義」や「先払い」の商売の世の中で「仲買ばかりが貸しにするのは詰らない」し、「今のうち商売が続く内ではなくては勘定など取れるものではない」と思ったからである。そんな勘定取りに「暗い築地川を銀座に向けて歩き出した」八重の、市場がすっかり変貌して「己れの能力が奪われると知った瞬間から、八重は自分の一生を思い、女としての生き方の特殊さを顧みる感慨を記して、作品は閉じられる。

(四)

さて、しかし「青果の市」への授賞はすんなりと決まったわけではない。銓衡委員の多くが「主人公八重の性格と生活とが、実に鮮やかに描き出されている」(小島政二郎)、「主人公の娘のけなげで必死な生き方が作品の呼吸となって、非常な好意を持たずにいられない」(川端康成)、「甲斐甲斐しい女主人公を描いた前半には格別云うべき事はない」(佐佐木茂索)、「その前半の正確な主格に於て、澄んだものすらあった」(室生犀星)、「前半の奮闘的な生活態度とこれを写した部分にこの作の価値を見るべき」

(佐藤春夫) と評価して、文学的にはほぼ異論は出なかったのだが、「この小説の主題が、この重大な時に、差し支えがある、という事が問題になつ」(宇野浩二) たのである。昭和十七年一月二十七日に第一回予選委員会の後、授賞決定は二月二日である。泥沼化する中国での戦線に加えて、昨年十二月八日には米英との戦端を開いたばかりの時期である。佐藤が「問題は現代の世相に即したこの素材の取扱いの困難の上にある」と述べるその具体的な危惧は、否定を重ねて作品の擁護に腐心する久米正雄の選評に逆に明らかである。

現在の時局に照らして見て、若干の危険性を感じはしたが、是は、決して一個の、世相批判ではない。時勢に押し流さるる、青物市場の統制史ではない。況や其の統制に反抗する、小市民の不平ではない。一個の健気な、庶民的女性の奮闘史と見るべきである。そうした小市民性の、美しい輓歌ではあるが、未練や抵抗ではない。だから、全編の与える感じは、少しも不健全でなく、従つて非国策的ではない。寧ろ、此の際こうした一つの素直な訴えの如きは、全国の中小商工業者を、救うものですらあると思う。賢明なる文化政策を執る人々は、恐らく此の作品を、充分許さるべき民の声として、真面目に聞いて呉れるだろう。(中略―引用者) こう云う小市民こそ、結局はほんとうに所謂「自由主義」をも揚棄するに違いないから。

「くではない」をくり返すその擁護の語り口こそ、「青果の市」が押されかねない烙印の「危険性」がどんな種類のものであるかをよく物語っているが、肯定的な批評が繰り返し「前半」を指示していたのに対して、それは「こういう問題のおこる後半」(佐藤)、「後の方が、作り事として成功していない上に、木に竹をついだように、落ちている」(宇野)、「結末近くから甚だ薄手になる」(川端) など作品の後半の問題と見なされている。形式上は前半、後半の区別は明白ではないが、「二人の青年の理屈めいた会話のあたりに肉付けの乏しさを感じさせる」(佐佐木)、「八重の助手となつて働いている弟と末次との描写はまずい」(小島) という選評が、久米の記した「自由主義」という言葉と合わせて、「問題」の具体的な箇所思い至らせる。

はじめに記したとおり、「青果の市」の内容的に大きなトビツクの一つは、八重が「見事に思惑買いを当てた」出来事で、それこそ「商売の穴」であり、八重を「魅了したもの」にはかならなかった。そして、先に紹介した末次が恭に商工省から農林省へ問題のバトンが移ったことを告げに来るのは、その喜びに一家中がはいでいる時であった。銓衡委員の言う「前半」と「後半」とは、ここらあたりで区切られたのだろう。銓衡委員は「周到な用意で微妙な一線を踏み越えまいと心がけているのを認める」(佐藤) 一方、「結局、終りの方を作者の諒解を得て、直してもらつて」(宇野) あるいは「結局作者に、終末の所を描足してもらえば宜い」

(瀧井)と、箇所を緩やかに指示した部分的な書き直しを条件に授賞を決定したのであった。

実際、『文藝首都』(昭和十六年十月) 初出本文と受賞作本文(注10)とを比較してみると、その異同を概略、次のようにまとめることができる。すなわち、(一)客を装った「臨検の刑事さん」とのやりとりや、決められた利潤の「七分をびんと上つたら引張られるさうだ」とか「経済警察の臨検を受けながら」云々など、取締機構に言及する部分の削除、(二)統制経済のもと、商売が「さつぱり面白くなかった」、「何しろ儲けたら不可ないんだからな」、あるいは「これ以上良くなる見込みはないね」など経済の統制に対する否定的言辞の削除、そして、それらを準備したうえで大がかりで枢要な削除、書換えが、(三)恭の目からは「姉さんこそ市場変革の犠牲になる人だ」と見え、八重自身が「若い年月を傾けての辛酸がみんな無駄にされたと考える」感慨、すなわち生の充実を国策によって押しつぶされたという八重の「ヒステリック」な「激昂」の部分に求められる。だから、それは恭が八重の思惑買いの的の中に忙殺される中で感じた「初めての充実感」を、「この瞬間が誰の為でもない自分自身のよろこびであらうとも恥ぢることはないと思った」と表現するような、統制経済下にもかかわらず求められた商行為の意義に国策から逸脱する感想をも削除させる。そのような八重の「狂ふやうな憤り」は受賞作本文からは削除され、そのかわりにそれを「その根深い商売への執着を通じて培った生活力」と言い換え、それこそが「不安な今の

八重の心を、僅かに救ふ最後の力」であるとして「現在をどうにでもして堪へてゆかう」という方向で、結末部分が書き換えられた。すなわち、「恭への信頼」とだけ書かれていたものを具体化し、「市場に対するこの愛情」が「仲買人全部の心」であり「皆んなどうかしてこの難関を乗り越えようと必死になつてゐる」さまを追加して、両本文に共通する「八重は十年の月日に培った生きる逞しさ」で現実に対処するという向日性をうち出す方向へ叙述を整齊したのである。

そういう経緯が反映したかあらぬか、芝木好子の受賞のことははひどく時局即応を思わせる点で、他の受賞者のそれとは異色である。「輝かしい戦捷に明けた記念すべき二六〇二年は芥川賞を頂けて、本当に倖だと思ひました」(注11)と言うのである。十一月十日から十四日にかけて紀元二千六百年式典が執り行われた昭和十五(一九四〇)年下半年第十二回の受賞者でさえ「昭和一六・二・四」と記しているというのに、芝木は皇紀の年数表記を選び、マニラ占領で明けた昭和十七年の慶祝に自身の受賞を寄り添わせたのであった。

注

注1 授賞作がない場合の表記は、『芥川賞全集』(文藝春秋社)所収の「芥川賞選評」に従っている。

注2 『芥川賞全集』第三卷所収の「清水基吉 年譜」による。

注3 『日本近代文学大事典』第五卷

注 4 注 3 におなじ。

注 5 以上、『農商務省統計』、引用は「小畑登紀夫「手漉和紙産業における光と影・近代化の歩みを産地にたどる」(近代日本の創造史懇話会「近代日本の創造史」十四、二〇一二・十一)による。

注 6 第 5 回企画展『紙と戦争―登戸研究所と風船爆弾・偽札―』明治大学平和教育登戸研究所資料館

注 7 以上、下川耿史・家庭総合研究会編『昭和・平成家庭史年表』(河出書房新社) 参照

注 8 この作品を論じたものに、山口俊雄「白川渥「崖」 戦時下芥川賞候補作があまり出ず時局の政治力学」(昭和文学研究) 六十九、二〇一四年九月) がある。

注 9 以下この項、鈴木幾多郎「戦時統制経済と流通政策」(桃山学院大学『総合研究所紀要』二〇(二)、一九九四年十二月)に依拠し、煩瑣に過ぎるので一々引用注記を行わない代わりに、(へ)の引用符を用いて区別したことをお断りしておく。

注 10 『文藝春秋』昭和十七年三月号、その後昭和十七年七月十五日に文藝春秋社より『青果の市』単行本化。ちなみに芥川賞全集は昭和五一年六月筑摩現代文学大系第六三巻『芝木好子・有吉佐和子集』収録本文による。

注 11 『芥川賞全集』第三巻所収

(二〇一八年十一月十八日攷筆)

補記

なお、思想や表現の統制に向かう時流等については、拙稿「戦時社会の状況と文学——芥川賞作品から見る(2)——」を併せ読んでいただきたい。